



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子  
 〒520-0044  
 大津市京町3-4-22 (滋賀会館3階)  
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp  
 URL <http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/>



湖岸から望む輝かしい近江富士の朝(三上山) 撮影：八田正文氏

# 謹賀新年

平成二十年 元旦

滋賀県行政書士会

会長 盛武 隆  
 役員一同

## 新年のごあいさつ

滋賀県行政書士会

会長 盛武 隆



新年あけましておめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。新年は聴聞・弁明の代理権獲得というお年玉が届いたことと存じます。

さて、近年、司法の利用環境は大きく整備されました。一つは法律関係資格者等のサービスをより身近に受けられる「法テラス」の全国設立、二つは訴訟によらない紛争解決を行う各種のADRセンターが設置されました。

しかし、その一方で「国民と行政の紛争」を解決するサービス機関はまだ身近にありません。今回の法改正で行政書士が申請手続から聴聞・弁明代理まで一貫した関与が可能になったことで、「法テラス」、「ADRセンター」に並ぶ、国民と行政の紛争解決機関ともいべき「行政テラス」の構築を行政書士制度設計に組み込むことは夢ではなくなりました。

例えば年金記録確認委員会は、行政庁に対して、行政監察・会計検査を担う行政当局が本来行うべき業務を民

間委員が担っています。すなわち国民と行政の年金加入に関する手続の紛争に関して、申立人である国民の要請を受け、行政書士等が申立を聴聞し検討しています。あわせて行政サイドの作為・不作為・怠慢等による記録漏れや誤記の原因を調査し、年金記録の訂正という行政行為の是正措置を決定し、年金の等級や額の決定まで関与しています。この委員会がまさに国民と行政の紛争解決機関すなわち「行政テラス」のモデルとして機能していることを実証しています。

ところで視点を電子行政に転じれば、本年は我が国の電子行政政策が、電子政府・電子自治体の行政手続と民間手続ポータルを一体化した、「次世代電子行政サービス基盤」構築に着手したことに注目すべきです。

行政や手続が民営化、電子化、外注化と変化する環境では、民間事業者のサービスを上回る使い勝手の良い業務サービスを行政書士がいかに関与するか、そのために行政書士会として電子行政政策へ行政書士の将来像をいかに組み込むかという政策提言が不可欠となっています。このような視点から、滋賀会としてはHPに掲載した通り、日行連と県議会各派に提言と行政書士の活用を要望しました。本年も会員の皆様のご繁栄と行政書士制度構築に向けてさらに邁進することといたします。